

京都薬科大学研修認定薬剤師認定基準

第1条 この基準は、京都薬科大学生涯研修認定薬剤師制度実施要綱（以下「要綱」という。）

第8条の規定に基づき、研修単位及び研修認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。

第2条 要綱第6条に規定する研修単位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都薬科大学（以下「本学」という。）が主催又は認定共催する研修プログラム（講演会、講義、ワークショップ、シンポジウム、セミナー、演習及び実技実習）の受講 90分1単位
- (2) 本学が後援する研修プログラム（講演会、講義、ワークショップ、シンポジウム、セミナー、演習及び実技実習）の受講 90分1単位
- (3) eラーニング講座の受講 90分1単位
- (4) 論文発表（本学が認定した査読付き論文に限る。）：筆頭著者 5単位
：共著者 2単位
- (5) 学会発表：発表者 2単位
：共同発表者 1単位
- (6) 第1号及び第2号の研修プログラムの講師を務めた薬剤師には、当該研修の受講単位の1単位を加えた単位を付与する。
- (7) その他新規事業については、本学生涯教育センター運営委員会において審議のうえ、単位数を決定する。
- (8) 付与する単位は、研修時間により0.5単位まで分割することができる。

第3条 本学は、前条に定めた研修の受講者に対し、要綱第6条第1項及び第2項に規定する研修単位を付与する。

第4条 研修認定薬剤師の認定に必要な取得単位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 4年以内に40単位以上（毎年5単位以上、ただし、最終年度は40単位に達すれば5単位未満でも可）。
- (2) 論文発表及び学会発表による単位は、1回の新規認定につき合計10単位を上限とする。

第5条 研修認定薬剤師の更新に必要な取得単位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 3年間で30単位以上（毎年5単位以上）。
- (2) 論文発表及び学会発表による単位は、1回の更新認定につき合計10単位を上限とする。

第6条 前2条に規定する単位は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構によって認証された本学以外の認定薬剤師認証研修機関が付与した単位も有効とする。

附 則

この基準は、2018年4月1日から施行し、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構から認定薬剤師認証研修機関として認証を受けた日から適用する。

附 則

この基準（一部改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この基準（一部改正）は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この基準（一部改正）は、2025年4月1日から施行する。